<	国会議	昌盟伯	系政治団体	k · 沓	金管理	団体以 4	外の政治	·闭体用>
`	当女哦	尺闪闪	ホルノロ ビリド	r o R	ᄴᆸᆓ			1

(その1)

収 支 報 告

記入もれ注意 令和 6 年分

政治団体の区分

その他の政治団体 その他の政治団体の支部

(ふりがな) じゅうみんしゅとうながきかんなせぼしだいはちしるい 政治団体の名称 自由民主党長崎県佐世保市第八支部

チェックもれ注意

チェックもれ注意

支

2 主たる事務所の所在地

長崎県佐世保市吉井町立る 543番地

吉村 代表者の氏名

洋

活動区域の区分 2 以上の都道府県の区域等

漁 二 けが 4 会計責任者の氏名

同一の都道府県の区域内

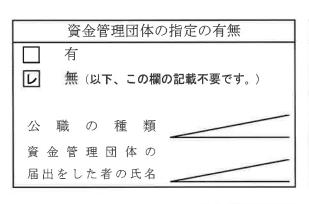
事務担当者

方村 由美子

0956-64-2113

氏名

電話



	国会議員関係政治団体の区分
	政治資金規正法第19条の7第1項
	第1号に係る国会議員関係政治団体
	政治資金規正法第19条の7第1項
	第2号に係る国会議員関係政治団体
公職	戦の候補者の氏名
1	職の種類

	長崎県
受付	選挙管理委員会
欄(県北地方書記室 受付

資	金管理団体	の指定の期	間
	年	且	日から
	年	月	日まで

国会議員関係政治団体	に関する特値	列の適用期間
年		日から
——————————————————————————————————————	月	日まで

収支の状況

必ず記入してください。 (0の場合は0と記入) -

1 収支の総括表

	円
収 入 総 額	1.178104
(前年からの繰越額)	610,264
(本年の収入額)	567.840
支 出 総 額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1.145.333
翌年への繰越額	32,77/

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費							
		H					
金	額						
員	数 (党費又は会費を納入した人の数)						

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金額	備考
(ア) 個人からの寄附	円 <i>O</i>	
(う ち 特 定 寄 附)	6	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	Ø	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	記入もれ注意(ア)+(イ)+(ウ)
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		
イ 政 党 匿 名 寄 附	0	
合 計 (ア + イ)	0	

(その5)

(~0) 3)				
(5) 本部又は支部から供与された	<u>-</u> 交付金に係る収入			
交付金を供与した本部又は支部の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	備 考
	P		,	
自由民主党長崎県岩平連合会			長崎市江戸町7-3	
自由民党长领导交钟连合会	150.006	R 6. 9. 24	長崎市江戸町7-3	
自由民主党佐世保市吉井安部	100,000	R6,12.5	在世保市吉井町立る 543番地	
自由民主党長份県友部連合会			长崎市江户町7-3	
自由政党事务是女和国的人	67.800	R6.12.26	長崎市江戸町 1-3	
).	
y.	¥		i)	
	T.			
この頁の小計	567.800			
合 計	567. 800	1		

3

(その6)

(6) その他の収入					
摘	要	金	額	備	考 =
		201	H		
十八親和銀行			3	R 6年2月19日	
+八親和銀行	預金判息		87	尺6年8月19日	
	8				
2					*
					2
		9			W.
			manaskunoo ok men 2		
				+	
			-x		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
こ の 頁	の 小 計			4	
1 件 10 万 円	未満のもの		40	_	
合	計		40	3	6

4

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支	出の総括表	Ę.		
	項	目	金額	備考
1 経	常	—————————————————————————————————————	· P	
(1)	人	牛	680,420	
(2)	光 熱	水 費	38065	
(3)	備品 * ?	肖 耗 品 費	17,308	
(4)	事務	所 費	135,540	
	小	計	871.333	記入もれ注意
2 政	治 活	動		
(1)	組織	舌 動 費	0	
(2)	選	関 係 費	6	
(3)	機関紙誌の発行	その他の事業費	0	記入もれ注意 ア+イ+ウ+コ
	ア機関紙誌	の発行事業費		
	イ 宣 伝	事 業 費		× ·
	ウ 政治資金パー	ティー開催事業費	n	
	エその他	の事業費	•	8 10
(4)	調査	 研 究		
(5)	寄 附 •	交 付 釒	274,000-	9
(6)	その他	の 経 費	0	
¥1	小	計	274.000	記入もれ注意
		計	(,(45.333	(注) 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に 係る支出については、項目ごとにその額を備考欄に記載し、

(その15)

(その15)						
(3) 政治活動費 の内訳		項目別区分	实付交价	沧	(交付金)
支出の目的	金額	年月日		た者の氏名 は、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
組織活動量	円 50000 -	R6,7.12	自由民主党	江迎至剖	佐世保市江迎町長板199-6	
組織活動費			自由民党		作世界市告中町产品井950-3	
組織活動資		R6. 10.12			佐世保市截町町長串498-1	
組織 活動費			自由胜党	小佐姓们	作世保市J.5在2时面11内 633-3	
組織 活動費	50,000	D6.10.12	自由民主党	世知原药	TE世保市世知原町木浦原17-1	
			No.			
この頁の小計	250,000		(注1) 1件	5 万円以上の3	支出について記載すること。	
その他の支出	24,080	▼	(注2) 「そ	の他の支出」と	:「合計」の欄は、右上の「項目別区分」	
合 計	274,000	4)の中の項目	『ごとに、最後の頁に記載すること。	

(その16)

(C 0 > 10)					
(4) 本部又は支部に対し	て供与した交付金に係る支b	出の内訳			
支 出 項 目	金 額	年月日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
組織活動量	5000D	R, 6.7.12	自由民党 江空支部	作世界江空町長顶199-6	
組織活動費	50,000	R.6.10.12	,		
組織 活動費	50.000	A. 6.10.12	16. 5		
組織 活動資	50.000	R 6.10.12	自由民主党小仇女部	住世保市小佐之町面川内633-3	
組織 活動養	50,000	£6.10,12	自由民党世知原好	亿世保和世知原明末浦原 17-1	
組織活動費	24,000	R 6. 12,19	自由展览作地设施	佐世保市八幡町2-16	
		1			1
		2			
この頁の小計	274.000				
승 카	274.000				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有 無							
資産等の項目別区分	有	無	備考				
ア土地		V					
イ建物		V					
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権		V					
エ 取得の価額が100万円を超える動産		V					
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)		V					
力 金 銭 信 託		V					
キ有価証券							
ク 出 資 に よ る 権 利							
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金		V					
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金		V					
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利		V					
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金		Ø					

- (注1) 項目ごとの資産の有無について、「□」内に「レ」を記入すること。
- (注2) 有に記入した場合、項目別に様式(その18)に内訳を記載すること。

官誓書

添付書類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 3 月 14 日 記入もれ注意

政治団体の名称

自由民主党长崎県佐世保和第八支部

会計責任者の氏名

竹水神二



(代表者の氏名

(印))

(備考)

代表者は解散時のみ

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。